



ヘイトハラスメント裁判を 支える会 会報 Vol.12

発行
2018年8月2日

事務局 〒544-0031 大阪市生野区鶴橋 2-15-27NPO 法人多民族共生人権教育センター内
Tel:06(6715)6600 FAX:06(6715)0153 E-mail: info@taminzoku.com
WEB:<http://moonkh.wixsite.com/hateharassment>



<https://www.facebook.com/HateHarassment>



@HateHarassment

日本人の自負

金明秀 『レイシャルハラスメント Q & A』 の刊行にあたって

田中 忠行（会社員）

「なあ、田中、この裁判知ってる？」と同じ年の先輩が新聞の切り抜きを持って職場に訪ねてきた。うっすらと読んだ覚えがありエライ闘いを挑んだ人がいるものだと感心してたと話すと、「この裁判の原告、○○さんやねん」と衝撃的な事実を知らされた。

原告が建築関係のお仕事をされており、会社がひどくて居辛いという話をなんとなく又聞きしたことがあったが、裁判を取り上げた報道と原告が私の中で繋がってなかったのである。全くもって情けなく、○○さんが日々どんな思いで時間を積み重ねていたのだろうと考えると泣きそうになってくる（泣かないけど）、朴洋幸氏がこの会報のVol.8でご自分を恥じ悔いてらっしゃるが私も同じ思いである。

差別と闘おうとしている人がいる。自分に何ができるのだろう、何がしたいのだろうと考える。とにかく応援したい。たまたま私は差別と闘い、差別をなくすることを理念とする会社に勤めている。冒頭の同じ年の先輩が私に知れてくれたのも「田中、働け！」という叱責

だと思う。

私が勤めている解放出版社という会社は差別をなくする武器となる出版物を世に出している所であり、まず身近な所から始めようと社内でこの裁判を話題にした。闘っているのが知り合いで、なんとかしたいという思いを伝えると、ありがたいことに皆が前向きに応えてくれた。

ただ、闘っている裁判については判決への影響を考えると詳細を記事化することが難しく、ある程度結着がつかないと掲載できない。(当初は月刊誌『部落解放』で掲載しようと考えていた)もどかしい思いでいる時に編集者から「レイシャルハラスメント」の企画ならなんとか進められるかも? という企画の種の話を教えてもらった。聞きなれない言葉であるが「ヘイトハラスメント」を包括する表現で、まさに今、すぐ、迅速に刊行すべき企画であった。弁護士さんが支援者集会の際に「レイシャルハラスメントという言葉が一般化していないので……」と言っていたことも大きかった。私がいま出来ることはこの企画の種を強力に推し進めて「本」という形にし、広めることで「レイシャルハラスメント」という言葉を世の中のみんなが知っている言葉にすることだと確信した。

こうして形になったのが『レイシャルハラスメント Q&A』という本である。

小社で「セクハラ」の本を出したのが1999年、「パワハラ」の本を出したのが2004年、どちらも現在ではあたり前に、問題を指摘する言葉として使われている。「レイシャルハラスメント」

という言葉が一般化するまでにかかる時間を皆様のお力をお借りしてなんとか短縮したい。

『レイシャルハラスメント Q&A』を「レイハラ」という言葉を広めるための道具として使ってもらえたと切に願っている。

私が在日朝鮮人に対する差別について学び、おかしい、無くさなアカンと思うようになったのが19歳の頃で、文公輝さんの大阪市の国籍条項の闘いや、鄭商根さんの戦後補償の闘いである。その頃に学んで心に刻まれた言葉がある。戦後補償裁判の集会だったと記憶しているが亡くなった大島渚監督が語った「在日朝鮮人は日本人を映す鏡である。そして、その鏡に映った姿はあまりにも醜い」という言葉である。

日本人である私はこの時の戦慄を忘れられない。日本人自らが己の姿を正さないと「美しい国、日本」など作れるはずがないのだ。原告はいま闘っている会社のことを「元々はいい会社だったんです」と何度も言っている。そうかも知れない。本名を名乗り、働けているのは進歩的だったのかも知れない。でも今の原告を取り囲む人たちの姿は美しい國の人たちとは思えない。他国や誰かを貶めて得られるものは美しさではないだろう。

同じ時間と同じ国で暮らす人間として改めていきたいと強く思う。

古くからの被害実態にもかかわらず日本では広く知られていない人種・民族的要素に基づくレイシャルハラスメントについて、基本的な考え方、被害の抑止・救済への具体的な活動の手がかりを多くの事例を用いてわかりやすく解説。

目次 はじめに

第1部 総論

- Q1 そもそもレイシャルハラスメントとは何ですか？
- Q2 「○○ハラスメント」という新しい言葉が多すぎるのではないか？
- Q3 レイシャルハラスメントには人種への嫌がらせ以外も含まれるのですか？
- Q4 ハラスメントは差別の一種形とのことですが、差別とはなんでしょうか？
- Q5 マイクロアグレッションとは何ですか？
- Q6 差別心がなければハラスメントにはあたらないのでしょうか？
- Q7 ささいなことにハラスメントだと騒ぎすぎるのは好ましくないのではないでしょうか？
- Q8 マイノリティを保護するためとはいえ規制が多いと萎縮して仕事に差し支えるのではないか？
- Q9 セクハラのように、レイシャルハラスメントにもセクハラ型や環境型があるのですか？
- Q10 セクハラと同じでレイシャルハラスメントも上司が部下にするのですか？
- Q11 ハイトスピーチとレイシャルハラスメントはどう違うのですか？
- Q12 そもそも日本に人種差別なんてあるのですか？

第2部 具体的な被害事例

- Q13 具体的にどういう事例があるのですか？
- Q14 出自に関連した批判的、攻撃的、侮辱的言動なんて本当にいまでもあるのですか？
- Q15 ジョークとして出自を一度からかっただけでもハラスメントになるのですか？
- Q16 仲間はずれのつもりはなく、ただ外国人を区別しただけでもハラスメントですか？
- Q17 まったく同じに扱うと同化の強要だとして批判されることがあるようですが
- Q18 アジア人だけでなく白人もハラスメントにあうのですか？
- Q19 日本のレイシャルハラスメントに固有の特徴はありますか？
- Q20 日本人へのレイシャルハラスメントもありますか？
- Q21 わかりやすいレイシャルハラスメントなのに否定された事例を教えてください

第3部 被害にあった場合の対応

- Q22 学校でレイシャルハラスメントを受けたのですが、相談できる場所がありません
- Q23 被害の相談にのってくれる団体はありますか？
- Q24 レイシャルハラスメントを防止する規定を作成する場合のポイントは？

文献

あとがき

金 明秀 (キムミョンス)

関西学院大学教授。博士（人間科学）。

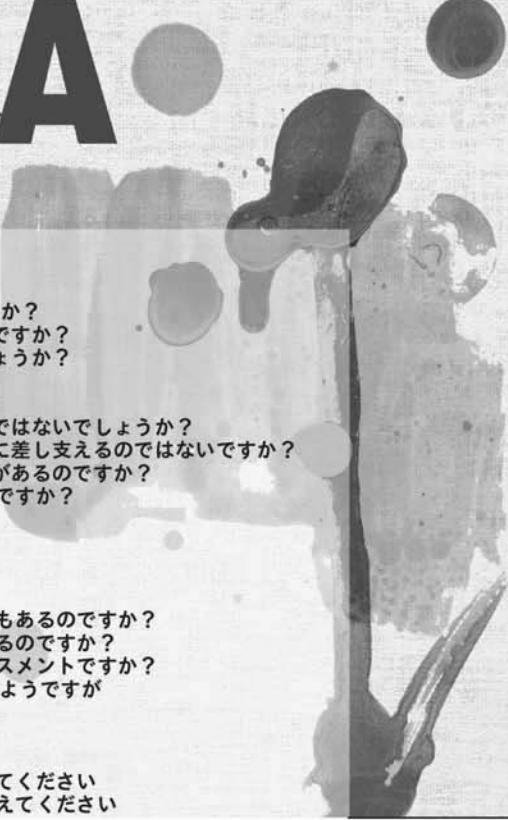
統計データを通じて社会階層論と社会意識論に関する諸問題について取り組む。在日コリアンについてのウェブサイト「ハン・ワールド」を主宰。著書に『在日韓国人青年の生活と意識』（東京大学出版会、1997年）など。1968年、福岡県生まれ。大阪大学大学院人間科学研究科単位取得退学。

Racial Harassment

レイシャル ハラスメント! Q&A

金明秀
Kim Myungsoo

職場、学校での
人種・民族的嫌がらせを防止する



A5判 並製 141頁 定価1,400円+税 ISBN978-4-7592-6227-8 C0036

(株)解放出版社 〒552-0001 大阪市港区波除 4-1-37 HRCビル 3F TEL06-6581-8542 FAX06-6581-8552
〒113-0033 東京都文京区本郷 1-28-36 鳳明ビル 102A TEL03-5213-4771 FAX03-5213-4777

ご注文日	ご担当 様 冊	金 明秀 著	
		レイシャルハラスメントQ & A	
		職場、学校での人種・民族的嫌がらせを防止する	
A5判 並製 141頁 定価1,400円+税 ISBN978-4-7592-6227-8 C0036			
(株)解放出版社 TEL06-6581-8542 FAX06-6581-8552			

第11回口頭弁論の報告

馬越 俊佑（原告訴訟代理人弁護士）



第11回期日後の支援者集会に出席した弁護団

2018年5月17日午前10時30分から、大阪地方裁判所堺支部で、ヘイトハラスメント裁判の進行協議が行われ、同日午前11時過ぎから第11回口頭弁論が開かれましたので、ご報告いたします。

1 進行協議期日・第11回口頭弁論期日

進行協議期日では、裁判長から原告側で必要な立証事項について言及がありました。勝訴のために必要な立証事項の提示であると考えられ、原告弁護団としては、精一杯これに応えていく所存です。

口頭弁論では、被告フジ住宅から準備書面7、被告今井会長か

ら第6準備書面が陳述され、乙17, 18号証が提出されました。

また、被告フジ住宅から準備書面7についての意見陳述、被告今井会長から第6準備書面についての意見陳述がされました。

これに対して、原告代理人富田真平弁護士から被告らの準備書面に対して意見陳述をしました。

2 被告らの準備書面の内容

被告らの準備書面については、これから内容を精査し、次回までに原告から再反論を行います。

被告らの主張は大要、「原告の主張が変遷している」、「職場で人種差別的な言動が蔓延していたわけではない」、「原告の主張は単なる感情的反発に過ぎない」などといったものです。

3 原告側意見陳述で述べたこと

これに対して、富田弁護士より、原告の主張は訴状及び第2準備書面で明確に述べたとおりであって、変遷しているのではなく、被告からの約2万頁におよぶ大量の人種差別的文書を含む文書から、問題となる文書を特定していったものであることや、職場内で韓国人を野生動物に例えるような文書や感想文が配布される状況がまさに差別を蔓延させているといえることなどを指摘しました。

詳細は、次回期日にて意見陳述します。

4 次回以降の予定

次回、第12回口頭弁論期日は、2018年8月2日午前11時からです（従来と同様、口頭弁論期日に先立って、進行協議期日が開かれます。）。

次回に被告らの主張に対して反論し、双方の主張が尽きれば、いよいよ証人尋問となります。皆様には、ぜひ裁判期日に足を運んでいただき、法廷を原告支援者で埋め尽くし、原告を勇気づけて頂きたいと思います。

今後ともご支援のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

以上

第11回期日の傍聴抽選券は139枚配布されました。期日終了後に近くの会場で開催した支援者集会には前回同様80名ほどの原告支援者のみなさまに集まっていました。抽選にだけ並んで帰られた方、支援者集会に参加せずに帰られた方もおられますので、やはり100名ほどの原告側支援者に駆けつけていただいたことになるかと思います。本当にありがとうございました。一方、被告側は70名ほどの支援者を集めており、その数は前回と比較しても増えています。取引業者と思われる工務店の制服を着たものも目立ち、動員に力を入れているようです。引き続き、より多くの皆さんに傍聴支援に駆けつけていただけますようお願いいたします。
(事務局)

提訴してもうすぐ丸3年。 世間でもいろんな事件が表になりました 原告からのメッセージ



第11回口頭弁論期日後の支援者集会でアピールする原告

「よこしまな考え方を持った在日韓国人や支那人」などと記載した“ヘイト文書”を配布。

このような内容の新聞記事を見たのは、提訴後、半年くらい経ってから。上場しているとはいえあまり名前が世間に知られているとも言えないから、ほぼ注目なんて一瞬にすぎず、このまま収まってしまうのか？世間の注目なくして会社は変われるのだろうか？そして私は消えずに働き続けられるのか？と。・・・複雑な不安を持ち始めていた頃だった。一瞬にして目にとまったその記事の見出し。すっかり自分のことかと

思って「なんで今頃？」と再度見ると「保護者へ配布」と書かれていた。会社のことではなかった。

そう。かの有名な森友学園が運営していた「塚本幼稚園」の記事だった。意気揚々と堂々と撒き散らかされた「嫌」の感情。そして偏見。日本の未来を導きたがる人たちの持つ「理想」を謳う教育の場でのことだった。後で、そんな理想の日本を実現する為の小学校建設のことを知った。そういえば、会社で配布された資料には、この幼稚園でなされていた内容と同じような方針の幼稚園、幼児教育などを素晴らしいという物が結構あったこと、会長はそういう教育にひどく感銘をうけ、補助していることが書かれていた。

その後、今度は加計学園のことが話題になった。立派な人たちが巧み？に立ち回り、学校（岡山理科大学獣医学部）を建設。こちらは、できてしまった。たとえ、その過程にどれ程の疑惑が残っていても創ってしまえば、今の日本では許される。そして、多額の補助金が使われていく。多分、もう先の算段はでき上げているのだろうと思う。獣医学部はお金を呼ぶであろうし、そのつながりは新たな権力となって、社会の不信さえ押し流していく気がする。そういえば、大阪の教科書採択でも不正行為を呼びかけた教科書が結果採択され、撤回されないまま子どもの教育に使われている。今の日本の社会は、力ある人たちの「やった者勝ち」にとても優しい。そして、そういう成り立ちをした加計学園の獣医学部では会社で配布されたような（「嫌韓・嫌中」を含む）書籍が多く教材として採用されているらしい。

論文や学者、果ては学校でさえも権力とお金を使えば作れてしまう。その中身が常識的な検証や丁寧な説明に基づくかどうかは、あまり必要でない。そして、社会的なお墨付きをえて、あたかも「正しい」ことのように社会に浸透していく。力ある人に疑問をぶつけることは難しいから、いずれスタンダードになってしまうのではないかと思うと、素直に

生きていけない未来を想像してしまう。

そして、セクハラ問題。

「セクハラ罪という罪はない」なんて。法律に書かれてないからいいとでも？

「法律（法令遵守）」ってこういうときに使うためにあるのか？とため息が出た。被害を受けて傷つく側に寄り添おうとしない「立派」な立場。その配下の組織の人たちは、きっと寄り添ってもらえない自分たちの良心を秤にかけて育つのかもしれない。そういえば、提訴後、会社では法律違反に一切当たらない。法令遵守の体質を述べていた文章を見た気がする。だから、問題は無いと。法律や規則にあることは勿論（おかしな法律なんかもあるとはいえ）、ないとところこそがその企業のもつ価値観や社会性・体質を表すのでは？と思う。とはいえる、『「ヘイトスピーチ法」は日本人差別の悪法だ』なんて本を会長が全社員に配布・会社が許容したところに十分会社の体質は現れている。会社（の誰か）は止めたくなかったのかなあ。今だから思う。（その時は、トイレに直行した気がする。）最後に、つい最近の話題について、会社の感想文で書いたことを紹介して終わりたいと思う。

回覧可として提出したけど、載らなかっただし、もう回覧不可の扱いにしてくれるよう伝えているので・・・では。

日本大学が話題になっています。

一人の学生が良心に反した行為を結果として行ってしまったことに深く心を痛めて、（目に見える危険な行為であり、周りも見過ごせない出来事であったというのはあります）見えない圧力（支配関係）を表にすることになるに至りました。指導される側の学生という弱い立場であるからこそ、普段から尊重される環境がなかったことで、ここまで行為、状況に至ってしまったのではないかと思います。

結局みんなを保身に向かわせることのできる力関係や慣習が、より傷を深く見えないところで広げてしまい、今回のような形（とても大きな傷としての露呈）でしか表にならないということにつながってしまったようと思えてきます。今後、原因がないがしろにされずに、多くの良心によって改善されていくことを願っています。

人は、間違います。でも、(変わろうと思って動けば) 変われると思っています。彼の心の傷は消えることはないと思いますが、だからこそ希望と強さを学ぶことに繋げるように、頑張って欲しいと周りの大人にも学生にも思います。

以上。

つたない文章で申し訳ない。これからも「とともに」でお願いいたします。

原告

追伸：この原稿をあげた週明け、会社で会長から「アメリカも中国も韓国も反省して日本を見習いなさい」定価 1400 円+税という育鵬社発行の本が全社員に約 1250 名に配布された。

こころが震えた。

李信恵さんの反ヘイトスピーチ裁判（対保守速報） 高裁でも勝訴 ヘイトハラスメント裁判への影響も ムン・ゴンフィ 文公輝（事務局）



高裁判決の日、法廷に向かう李信恵さんら
李信恵さん勝訴の高裁判決

前号巻頭に原稿を寄せさせていただいた大阪在住のフリーライター・李信恵さんが、インターネット上のまとめサイト・「保守速報」の管理人に対して提起していた損害賠償請求訴訟について 6月 28 日、大阪高裁は李さんに対する 200 万円の損害賠償の支払いを命じた地裁判決を支持する判決を下しました。

被告である「保守速報」をはじめとする「まとめサイト」とは、インターネット上の掲示板「2ちゃんねる」（現 5 ちゃんねる）に投稿された膨大な書き込みのなかから、特定の話題（スレッド）について、管理人の意図に基づいて特定の投稿をピックアップ、文字に色をつける、拡大するなどすることで読みやすく編集したインターネットブログのことです。

このようなまとめサイトのなかで、保守速報は、6 万人ものフォロワーをもつ公式 Twitter アカウントによれば「政治、

東亞ニュースを中心にまとめ」たもので、情報を伝播する影響力が極めて高いサイトのひとつです。

この度の大坂高裁判決には、保守速報の管理人・栗田薫氏の行為が、「人種差別、女性差別に当たる内容を含む記事が多数存在している。不法行為は複合差別に根差すもので非常に悪質」との判断が記されています。日本の裁判所の判決で「複合差別」という文言が記されたのは、同じく李信恵さんが原告となった対在特会とその元会長桜井誠（本名 高田誠）を訴えた裁判の確定判決に次いで 2 度目のことです。

全ての少数者の権利につながる勝訴

被告である保守速報側は、大阪高裁の判決に納得せず、最高裁に上告していますが、高裁判決が覆ることはないと革新しています。「複合差別」を認定した判決が相次いで判例として確定することは、日本の裁判所が差別による被害を正しく評価して判断する、つまり多くの被差別マイノリティが正当な法的救済を得ることに繋がっていくと考えられます。このような意味で、この判決は極めて重要なひろがり、公益性を持っているといえるでしょう。

「まとめ記事」による不法行為を認定

次に、この判決に記された判断のうち、ヘイトハラスメント裁判にも影響を与えるのではないかと思われる部分を紹介します。

裁判のなかで保守速報側は、ブログ記事は2ちゃんねるに投稿されたものを転載しただけ、2ちゃんねるの個別の投稿が不法行為にあたるとしても、それをまとめた保守速報の行為は不法行為にはあたらないとの主張をおこなっていました。

これに対して大阪高裁の判決は、保守速報の行為は2ちゃんねるの膨大な投稿のなかから、一定の意図に基づき選択し、文字を拡大・色づけするなどの加工をして編集・掲載したものであって、引用元の2ちゃんねるとは独立した別個の表現行為であるとして、不法行為を認定しました。

フジ住宅と今井会長の不法行為認定へ

フジ住宅および今井会長は、原告が不法行為を主張している事柄は、一般の書店で販売されている書籍や雑誌記事のコピーを社員に配布しているだけで不法行為ではないという主張を、繰り返していました。しかし実際には、数多ある書籍や雑誌のなかから、今井会長は一定の意図をもって特定の書籍等を選択しています。そして雑誌記事のコピーや従業員の感想文には、今井会長らが重要と思った箇所に線を引き、丸をつけるなどの加工をしています。

原告側が提出した準備書面等によって

も明らかのように、元の書籍や雑誌記事、そして従業員の感想文にも、人種差別表現が多く含まれています。そのような配付資料を就業時間中に配布され、実質的に閲覧を強いられることは、原告が大切にしている朝鮮半島とのつながりを持つ人間として当たり前に生きたいという原告の願いを否定する、レイシャルハラスメントであることはいうまでもありません。

それに加えて、フジ住宅内部で長期間にわたり繰り返し行われ続けてきた書籍や資料等の配布行為は、今井会長およびフジ住宅の意図による編集・加工がおこなわれていることから、元の書籍や資料等からは独立した別個の表現行為だということができるのではないでしょうか。

勝訴判決をかちとろう

6月の大坂高裁での勝訴判決が年内にも確定したとすれば、ヘイトハラスメント裁判においては、本来は従業員の心の健康に対する安全配慮義務を負っている使用者である筈のフジ住宅や今井会長による不法行為を認定する判断を行うよう、裁判官を強く促してくれるのではないかと、期待できるのです。

このような判決を闘いとった李信恵さんと支援者の皆さんに、あらためて敬意を表します。

年度内にもあると予想されているヘイトハラスメント裁判の一審判決で、李信恵さんの「勝ち」を受け継ぎ、新たな勝利をかちとりましょう！

ヘイトハラスメント裁判を支える会 総会

学習 & 交流集会

8月5日日
午後2時～

第3回
♪



学習会では、同志社大学の板垣先生より、裁判所に提出した意見書にもとづいて、被告・フジ住宅および今井会長が行った行為の差別性、問題性を解説していただきます。また、現在作成中の意見陳述書にもとづき、フジ住宅のなかで受けた被害について、原告が詳しく語ります。ヘイトハラスメントに対する怒りを共有し、勝利判決にむけて支援者の想いをひとつにする機会にしたいと思っています。ふるってご参加ください！

集会参加費 500円 交流会参加費 2000円

○集会は参加申し込み不要 ○交流会参加費は食べ物のみ。アルコール、ソフトドリンクは会場で販売します

○交流会のみ、料理・飲み物を準備する都合、あらかじめ、チラシ下部記載の事務局まで、前日までにお申し込 みください

学習会

ヘイトハラスメント裁判からみる 排外主義・差別主義(仮)

講師：板垣竜太さん（同志社大学社会学部教授）

会場 つるはし交流ひろば「ぱだん」



住所：大阪市生野区鶴橋 2-15-28

JR 大阪環状線・近鉄・大阪市営地下鉄「鶴橋駅」より約 600m
生野コリアタウンまで約 300m

当日のスケジュール

- 14 時～ ヘイトハラスメント裁判を支える会総会
- 14 時 15 分～ 学習会「ヘイトハラスメント裁判からみる排外主義・差別主義」(仮)
- 15 時 30 分～ 裁判の経緯と今後の見通し (弁護団)
- 15 時 45 分～ 原告のアピール
- 16 時 15 分～ 各団体・個人からの報告
- 16 時 45 分 集会終了・休憩後交流会

当日、12時より生野区鶴橋周辺で、署名、
街宣、チラシ配布をおこないます。是非ご協力を
お願いします。ご参加頂ける方は11時30分に
「ぱだん」までお越しください！